

## 公共工事品確法技術者コース受講・指導契約書(申込書、論文、面接対策)

### 1. 目的

本契約書は、受講者（以下、甲と呼ぶ）が受験する 2018 年度公共工事品確法技術者試験の論文（論文Ⅰ、Ⅱ）及び面接の合格に向けて、指導者（以下、乙と呼ぶ）が行う指導について定めたものである。申込書、面接対策を含む。

### 2. 指導者の義務 1

乙はセミナーにおいて、甲の合格に対して最大限のレベルアップが図れるよう情報提供に努める。

### 3. 指導者の義務 2

乙はセミナーにおいて、甲が効率よく答案作成が図れるように配慮する。

### 4. 受講者の義務 1

甲はセミナーにおいて本契約期間中、答案作成に関する技量の向上に努める。

### 5. 受講者の義務 2

甲はセミナーにおいて答案作成に必要な情報を乙から求められた時、可能な限り詳しく、迅速に回答することに努める。

### 6. 受講者の義務 3

甲は、話し合いで同意した予定期日までに課題を作成し、乙に電子メールにて送付する。

### 7. 会費納入

甲は、会費を表 1 に示す時期までに所定の金額を指定口座に振り込むものとする。

表 1 会費

納入回	納入時期	金額	備考
1	本契約締結時	100,000 円	ただし申込日まで

### 8. 面談時間等

乙が甲に対して行う面談指導は、原則として 1 回 2 時間までを限度とし、午前 10 時から午後 6 時までの間とする。面談日は、甲乙の協議により 1 週間以上まえに日時を決定し、その間隔は原則 2 週間以上とする。

### 9. 面談場所

面談指導の場所は原則的に東京都中央区中州 2-3 とする。ただし、甲が乙の交通費を負担する場合は、甲乙協議により場所を変更可能とする。

### 10. 面談指導ができない場合の措置

面談指導ができない場合は、甲乙が双方から速やかに協議して再度日程を調整する。乙の居住地が遠隔地等で面談が困難な場合は、電話又は電子メール、口述録音音声ファイル（Eメール添付または FTP）にて面談指導を代替するものとする。面談指導ができない場合に電話連絡する場合の電話料金は甲が負担する。

### 11. 試験情報提供の協力及び合否判定サービス

筆記試験終了後、甲は次のことを行う。

甲が面接試験で問われた質問、解答した答弁内容のワープロ原稿を乙に提出する。

上記が行われた場合、乙は試験の合否判定、講評を無償で甲に対して行う。

### 12. 契約期間

本契約の契約期間は、契約締結日から一年以内までとする。ただし、有効期間が満了したときには、甲乙協議の上で契約を更新することができる。また、初年度不合格の場合にも以下のとおり契約を更新することができる。

① 翌年度試験の前日に 1 回に限り面談します。

② 契約延長料金 7 万円にて一年間延長して指導を行う。

### 13. 契約の解除

